厚生労働行政を支える所管研究機関

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

国立試験研究機関

- 国立医薬品食品衛生研究所
- 国立保健医療科学院

- 国立社会保障・人口問題研究所

- 国立感染症研究所

厚生労働省の一部として、国の行政施策を高度に専門的な機能をもって果たす。

研究開発型独立行政法人

- 国立健康・栄養研究所

- 労働安全衛生総合研究所

- 医薬基盤研究所

独立行政法人として、理事長の裁量の下、公衆衛生・国民保健の向上等の厚生労働行政をサポートするミッションを効率的・効果的に果たす。

国立高度専門医療研究センター

※平成22年度から

- 国立がん研究センター

- 国立循環器病研究センター

- 国立精神・神経医療研究センター

- 国立国際医療研究センター

- 国立成育医療研究センター

- 国立長寿医療研究センター

独立行政法人として、理事長の裁量の下、高度先端的医療の開発及び普及等のミッションを国の医療政策と一体となって果たす。

国民生活の安全・安心を脅かす課題の解決のため、厚生労働行政の各分野において、ニーズの把握とシーズの創出に向けた探索的研究の基盤として機能を果たすとともに、優れたシーズの迅速な社会還元を行う拠点となることが期待される。